特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）運営規程（例）

（事業の目的）

第１条　○○（法人名）が設置する△△（以下「施設」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設の従業者は、要介護状態の利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でもその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

２　施設の従業者は、要支援状態の利用者に対し、介護予防特定施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　指定特定施設入居者生活介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

＜外部サービス利用型の場合＞

※外部サービス利用型の場合は受託居宅サービス事業者について記載してください。

４　指定特定施設入居者生活介護等の実施に当たっては、下記の受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）にサービス提供に関する業務を委託するとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

（１）訪問介護

　　　事業者名　　　〇〇

　　　事業所名　　　〇〇

　　　事業所所在地　○○市〇〇町

（２）通所介護

　　　事業者名　　　〇〇

　　　事業所名　　　〇〇

　　　事業所所在地　○○市○○町

（３）訪問看護、介護予防訪問看護

　　　事業者名　　　〇〇

　　　事業所名　　　〇〇

　　　事業所所在地　○○市○○町

（施設の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名　称　　△△

　二　所在地　　○○市○○町・・・・・

　三　定員　　 ○○人

　四　居室数　 ○○室

（協力医療機関等）

第４条　施設は、以下の医療機関を協力医療機関として定め、利用者の病状の急変等に備えるものとする。

※協力医療機関は施設から近距離であること。利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得られるようあらかじめ必要な事項を取り決めておいてください。

（１）○○病院　内科

　　　所在地：群馬県○○市○○町○丁目○番○号

（２）○○歯科

　　　所在地：群馬県○○市○○町○丁目○番○号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　一　管理者　　　　　１名

　　　従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定特定施設入居者生活介護等の実施に際し、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

　二　生活相談員　　　○名以上

　　　利用者及び家族の相談に応じるとともに、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

　三　看護職員　　　　○名以上

　　　利用者の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに衛生管理等の業務を行う。

　四　介護職員　　　　○名以上

　　　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう必要な支援及び介護を行う。

　五　機能訓練指導員　○名以上

　　　日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

　六　計画作成担当者　○人以上

利用者の心身等の状況を踏まえて、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画を作成する。

（指定特定施設入居者生活介護等の内容）

第６条　指定特定施設入居者生活介護等の内容は次のとおりとする。

一　入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話

　　（入浴介護が必要な利用者については、週○回のサービス提供を標準とする。）

二　日常生活動作の機能訓練

三　療養上の世話

四　健康チェック

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

２　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

・（具体的な名目を記載）　○○円

３　おむつ代　○○○円

４　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

５　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

第８条　従業者は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第９条　居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１０条　従業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は第４条に定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第１１条　施設は、指定特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事業所は、指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第１２条　施設は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

２　管理者は、防火管理者を専任する。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年○月と○月に避難・救出訓練等を実施するものとする。

５　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

　（衛生管理等）

第１３条　施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

　一　施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

　二　施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

　三　施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（虐待防止に関する事項）

第１４条 施設は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　施設は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第１５条　施設は、指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

３　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（個人情報の保護）

第１６条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

３　施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（苦情処理等）

第１７条　施設は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

２　施設は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１８条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（研修の機会の確保）

第１９条　施設は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護の係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

一　採用時研修　採用後○か月以内

二　継続研修　年○回

（その他運営に関する重要事項）

第２０条　施設は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

２　施設は、適切な指定特定施設入居者生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、○○（法人名）と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

　　附　則

 この規程は、令和○年○月○日から施行する。

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。（○○の変更）

　　※以降、運営規程を変更した場合は、改定履歴を追加してください。